

ロードスターNRA・N1レース／デミオレース シリーズ統一規則

目次

競技規則 (Sporting Regulation)	P. 2
ロードスターカップ ND・NC 車両規則 (ND・NC Race Technical Regulation)	P. 5
ロードスターカップ NA・NB 車両規則 (NB・NA Race Technical Regulation)	P. 10
デミオ車両規則 (DEMIO DE・DJ Race Technical Regulation)	P. 15
ロードスターN1車両規則 (Roadster N1 Race Technical Regulation)	P. 19

競技規則 (Sporting Regulation)

第1条 大会

本競技は、FIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技車両規則及びその付則、並びにそれらに準拠したDOモータースポーツアソシエーション(DMA)が定めるレースシリーズ統一規則により開催される。

各大会主催者により特別規則が定められている場合は当該規則が優先される。

すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

本シリーズは、DOモータースポーツアソシエーション(略称DMA)の主管により運営され、それぞれの大会に於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会の特別規則にて公示される。

第3条 競技規則の変更

シリーズ統一規則は、シリーズ開催年度途中に於いても見直しを行うことがある。その内容は DMA 発行のブルテン(Bulletin)で発表される。

第4条 競技会日程／開催場所／オーガナイザー

別途、公示される。

第5条 レース距離／完走周回数／決勝出走台数

各大会の特別規則書に公示される。

第6条 参加資格

ドライバーは、当該年度に有効な JAF 国内競技運転者許可証A級以上の所有者であること。

第7条 参加車両・ゼッケン番号・ドライバーの装備品

- 1、参加車両は、別掲の車両規定に合致した車両であること。
- 2、参加車両のゼッケン番号は、各主催者が指定した番号を使用すること。
なお、NC・ND レースのチャレンジクラス車両は「RC」、オープンクラスは「RO」の参加クラス識別表示が義務つけられる。
NA・NB レース参加車両は、NA6・NB6・NA8・NB8 の参加クラス識別表示が義務つけられる。
これらのクラス識別シールは車両後方から容易に確認が可能な位置に表示しなければならない。
- 3、ドライバーは、JAF 国内競技車両規則第4編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従い装備品を整えること。
なお、頭部の動きを抑制する装置(FHR(HANS)等、当該年度 JAF 規定に準拠した装備の装着が義務つけられる。

第8条 参加申込

- 1、各大会への参加申し込みは、当該大会主催者宛に行うこと。
- 2、参加申込方法および受付期間は、各大会特別規則書による。
- 3、参加費用は、各大会の特別規則書に公示される。
- 4、参加申込書に記載する車名には、各々の参加レースに該当する「ロードスター」または「ROADSTER」、「デミオ」または「DEMIO」の文字が含まれていなければならない。

第9条 保険

- 1、参加者はドライバーに総額 1000 万円以上、チーム監督及びピット要員に各々総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを参加申込時に申告しなければならない。
- 2、各大会の特別規則に規定されている場合は、それに従うこと。

第10条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

そして相互に、また競技役員に対する攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。

本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第11条 罰則

- 1、サーキットにおけるドライブ行為の規律
ドライバーは、FIA 国際競技規則付則L項第4章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則とは別に DMA からも標記の通り厳しく罰せられる。
 - 1) 各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、DMAにより公示される。
 - 2) 参加した大会で受けたペナルティの全てを加算する。また、シリーズポイントの減算および剥奪は全てのシリーズに適用する。
 - 3) 参加した大会で受けたペナルティ1件ごとに、その年度内に獲得したシリーズのポイントから10ポイントが減算される。
 - 4) 上記ペナルティが3件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントが全て剥奪される。
 - 5) 上記ペナルティは、ペナルティを科せられた日から1年間累計され、翌年度の応答日から個別に削除される。

2、 車両規則違反

参加者は、本規定に定められた車両規定、該当する JAF 国内競技車両規定、当該大会の特別規則に定められた車両規定、および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反し失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪される。

第12条 広告スペース

参加者は、DMA および各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない、その数・位置については DMA の指示に従わなければならない。

第13条 ゼッケン番号

ゼッケン番号は、各主催者が決定し各シリーズに於いて当該年度を通して使用される。

ゼッケン番号は、DMA 指定の大きさのものを各自で用意すること。

ND・NC・デミオゼッケンベースは DMA 指定、NA・NB は富士チャンピオンレース指定のものを左右ドアに貼り付けなくてはならない。

車両番号の表示場所は、フロントボンネット・左右ドア中央部・リヤの4箇所とする。

第14条 車両の交換

参加受付後の車両交換は認められない。

第15条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる登録番号標付競技車両の整備は以下の通りとする。

但し、当該大会の技術委員長の許可がある場合はこの限りではない。

- 1、 エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換
- 2、 ブレーキ・クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業
- 3、 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換
- 4、 バッテリー液量の点検、蒸留水の補充
- 5、 タイヤ・ホイールの清掃
- 6、 タイヤエア圧の点検、調整
- 7、 ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認
- 8、 調整ダイヤルによるショックアブソーバーの減衰力調整
- 9、 ウォッシュャー液量点検、ウォッシュャー液または水の補充
- 10、 ガソリン給油
- 11、 各種ステッカーの交換
- 12、 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃

第16条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第3編第1章第9条「燃料」に従い、通常ガソリンスタンドのポンプから販売されている当該自動車メーカー指定の燃料を使用すること。

第17条 エアバック

当該大会の公式車両検査開始前までにエアバックの作動を制限するか停止させること。また、当該大会の競技中も常にその状態を維持しなければならない。

尚、当該大会の公道走行チェック時には、エアバックが作動するよう元の状態に戻すこと。

第18条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造(加工・交換・追加・変更)も認められない。

また、事故や使用による損傷や摩耗した部品の交換(修復)は、当該大会の技術委員長の許可を受けた上で作業を行うことができる。

その際、当該車両は再車両検査を受け承認を得なければならない。

第19条 公式予選(組分け)

- 1、 全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出発タイム計測を受けなければならない。
- 2、 予選を組分けして行う場合、当該シリーズポイントを考慮しそのポイント上位のものから交互に組分けを行う。なお、シリーズ初戦の場合はゼッケン番号を基に交互に組分けを行う。
- 3、 各クラス上位3台のベストラップタイムの平均に130%を乗じたものを予選通過基準タイムとし、これを満たしたものに対し予選結果順に従って定数までスターティンググリッドが与えられる。
- 4、 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き決勝レースへの出場は認められない。

第20条 決勝スターティンググリッドの決定方法

- 1、 スターティンググリッドは公式予選のタイム順に交互に与えられる。予選を組み分けで行われる場合は、各組の1位のタイムを比較し、上位の組がポールポジション側を占める。
- 2、 2レース大会における第2レースのスターティンググリッドは、第1レースの上位順に交互に与えられる。

第21条 コンソレーションレース

各大会において、最大決勝出走台数が11台以上超える参加台数があった場合に、予選不通過車両を対象としたコンソレーションレースを行うことがある。この場合、当該大会の参加者に対し公式通知をもって公示する。

第22条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第23条 車両保管

- 1、 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される。参加者は、車両保管解除後に車両整備が認められる。
- 2、 車両保管期間中の競技車両持出は必要に応じた持出申請をしなければならない。
- 3、 持ち出し車両は、レース前の指定時間までに当該レース担当技術委員による再車検を受けなければならない。

第24条 公道走行チェック

- 1、 参加受付された全ての車両は、レース終了後の車両保管が解除された後、指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
- 2、 決勝レースに不出場またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
- 3、 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1)車体外板
 - (2)かじ取り装置
 - (3)制動装置
 - (4)走行装置
 - (5)緩衝装置
 - (6)動力伝達装置
 - (7)電気装置
 - (8)原動機
 - (9)排気系
 - (10)灯火装置・方向指示器
 - (11)警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - (12)競技走行において異常が認められた箇所
 - (13)エアバックの作動確認
 - (14)最低地上高(9cm 以上)※(1)～(12)の検査内容について、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。
- 4、 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、主催者によって管理され規定の場所(使用者の保管場所、自動車整備工場)までキャリアカーによって移動されなければならない。
- 5、 参加加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者・ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
- 6、 入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第25条 賞典

- 1、 各大会賞典 : 当該大会の賞典は、各大会の特別規則に公示され表彰を行う。
- 2、 仮表彰 : 各レースとも、決勝出走台数に関係なく第3位まで仮表彰を行う。
- 3、 シリーズ賞典 : 詳細は別途公示される。

第26条 補足/統一解釈

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。尚、本規定の変更及び解釈はDMAよりブルテン(Bulletin)として公示される。

以上

ロードスターカップND・NCLレース車両規則

(RoadsterCUP ND・NC Race Technical Regulation)

マツダロードスター(車両型式:NCEC、ND5RC)の2017年JAF国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合した車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定」に準拠していなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならない。

当該レース車両は、チャレンジクラス(呼称RC)及びオープンクラス(呼称RO)の2クラスに分類され、車両後部に該当クラスが判別できるシールを貼付しなければならない。

年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<http://www.do-eng.com/motorsports/regulation/>

定義

1) 指定部品

DMAより使用が義務づけられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

2) 認定部品

DMAより使用が認められた部品。認定部品以外にマツダ純正部品の使用も認められる。

認定部品の登録申請

一般購入できることを条件としてDMAが認定した部品を当該レースに於いて使用することができる。

申請は製造者が発行したカタログ・仕様書など、詳細の分かるものを添付した書面を事務局に提出しなければならない。

DMAが認めた場合を除き、指定部品・認定部品に対する改造は認められない。

認定パーツは、DMA ホームページ(<http://www.do-eng.com/motorsports/authorize/>)に公示される。

1. 安全規定

改造及び付加物取り付けなど当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車装備仕様を変更することなく維持されなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1編第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式以上の安全ベルトの使用が義務付けられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-3 消火器

消火器の装着を推奨する。取り付ける場合はJAF国内競技車両規則第3編第5章第1条「消火器」に従うこと。

1-4 ロールバー

DMAの指定する6点式ロールバーを装着しなければならない。

1-5 けん引用穴あきブラケット

車両の前後にDMAの認定するけん引用穴あきブラケット又はストラップを備えなければならない。

取り付けのための最小限の改造が許される。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままで修正加工・交換・追加・変更・調整等の改造は認められない。

さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

NR-A以外の車両は、改造規定で禁止される項目を含み同一車両型式のNR-A純正部品への変更が許される。

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着部品(純正装着)及び車体を除き、カーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジン及び補機

純正部品の改造は一切許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造は許されない。

4-1-2 フライホイール

オープンクラス車両のみ改造変更が許される。

4-1-3 オイルポンプ

改造は許されない。

4-1-4 補機バッテリー

変更が許される。ND5RC チャレンジクラス車両のバッテリー本体外寸は、当初のバッテリーと同等でなければならない。

取り付けは安全で確実な構造とし簡易取り付けは許されない。最小限の搭載位置の変更が許される。

4-1-5 オルタネーター

改造は許されない。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造は許されない。

4-2-2 点火プラグの変更が許される。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリーナー

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

オープンクラスは、エアーフィルターボックスの変更が許される。

但し、エアーボックスへの外気導入口の変更は許されず、標準ダクトを維持しなければならない。

4-3-2 マフラー及び排気管

チャレンジクラスはDMAの認定したマフラーのみ変更が許される。

オープンクラス車両は保安基準に適合し常時購入が可能な部品への変更が許される。

保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。(製造メーカー発行の適合証明書及びコーションプレート確認により基準適合と判断される)

4-3-2 排出ガス

当該車両の基準値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-1 ラジエター

ラジエターキャップに限り交換が許される。

オープンクラスのラジエターは配管を含み変更が許される。但し、取り付け位置の変更は許されない。

4-2 ラジエターファン

改造は許されない。但し、NCECのファンコントローラー追加・変更は許される。

4-3 配管

改造は許されない。

4-4 オイルクーラー

改造は許されない。

オープンクラス車両はエンジンオイルクーラーの追加装着が許される。

なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

4-5 サーモスタット

改造は許されない。

4-5 エンジンコントロールユニット

改造は許されない。

DMAの認定したエンジンコントロールユニット及びスピードリミッター解除装置の装着が許される。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm以上を確保すること。

5-2 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

NCEC : チャレンジ・オープンクラス 1100kg

ND5RC : チャレンジクラス 1020kg

5-2-2 最低重量は、性能の均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-3 ラバーマウント及びブッシュ

改造は許されない。オープンクラス車両はDMAの認定した強化ブッシュの装着が許される。

6. 駆動装置

6-1 クラッチ

改造は許されない。

オープンクラス車両は、数及び直径を除き変更することができる。

但し、カーボン製(カーボン含有率がすべてを占めるもの)の使用は認められない。

6-2 トランスミッション

改造は許されない。

6-3 ディファレンシャル

改造は許されない。

オープンクラス車両は、ボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を元のケース使用を条件に変更することができる。

また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

6-4 最終減速比

改造は許されない。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

ブレーキパッドの材質変更が許される。但し、カーボン材(カーボン含有率がすべてを占めるもの)は使用できない。

7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

7-3 ローター

DMAの認定したブレーキローターに変更することが許される。

オープンクラス車両は、DMAの認定したキャリパーへの変更も認められる。

7-4 バックプレート

改造は許されない。オープンクラス車両は取り外し及び冷却ダクトの装着が許される。(但し、外観の変更は許されない)

7-5 その他

改造は許されない。また、ABS及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

8. サスペンション

8-1 スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー

チャレンジクラス参加車両の変更改造は許されない。

オープンクラス車両は変更が許される。

8-2 アーム

改造は許されない。

9. タイヤ及びホイール

DMAの指定するタイヤ及びホイールサイズを使用し、同時に装着するタイヤ・ホイールは同一仕様でなければならない。

9-1 タイヤ

銘柄	BRIDGESTON	: POTENZA RE-71R
	DUNLOP	: DIREZZA Z II ☆、DIREZZA Z III
	YOKOHAMA	: NEOVA AD08R、ADVAN A052
	ND5RC	チャレンジクラスタイヤは、POTENZA RE-71Rを指定タイヤとする。
サイズ	ND5RC	チャレンジクラス : 195/50R16
		オープンクラス : 195/50R16、205/50R16
	NCEC	チャレンジクラス : 205/50R16
		オープンクラス : 205/50R16、205/45R17、215/45R17

- (1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- (2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。
- (3)タイヤの溝は常に 1,6mm 以上あること。
- (4)タイヤは加工しないこと。
- (5)タイヤのウォームアップ・クールダウン・溶剤塗布等を行わないこと。

9-2 ホイール

サイズ	ND5RC	チャレンジクラス	: 6.5J-16、offset +45
		オープンクラス	: 6.5J-16、offset <u>+40~50</u>
	NCEC	チャレンジクラス	: 6.5J-16、offset +55
		オープンクラス	: 6.5~7.5J、offset +45~55

- (1)ホイールオフセット変更によるフェンダーからはみ出しはタイヤを含み一切認められない。
- (2)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。 但し、ホイールディスク面より突出しのないこと。
- (3)ホイールスペーサーの使用は許されない。
- (4)ホイール間隔保持のための部材溶接及びアクスルハブ間隔保持のための部材を溶接することは許されない。
- (5)走行中に外れる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

DMA の認定したブラケットを使用し、移設することが許される。

10-2 空力装置

車体の全長及び全幅は、保安基準で規定される一定範囲を超える事は許されない。

下記 ND5RC 用マツダ純正アクセサリ及び DMA 認定部品への変更取り付けが許される。

- ・マツダスピードフロントアンダースカート(QND1 50 AH0)
- ・マツダスピードエアガイド(N243 V4 990)
- ・マツダスピードリアスポイラー(QND1 51 960)
- ・マツダスピードサイドアンダースカート(QND1 51 P10)
- ・マツダスピードリアアンダースカート(QND1 50 360)

10-2-1 ボンネット及びトランク

改造は許されない。 オープンクラスはボンネットの DMA 認定改造及び認定パーツへの変更が許される。

10-2-2 フロントスポイラー

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-3 リアスポイラー

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-4 サイドスカート

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-5 バンパー、その他エアロパーツ類

オープンクラス参加車両は、DMA 認定パーツへの変更が許される。

10-2-6 ミラー

ドアミラーの形状変更は許されない。

フロントバンパー開口部にエアコンコンデンサー及びラジエーターコア破損防止の為の防護ネットを取付けることができる。

防護ネットを取り付ける場合は車体側の形状に影響することなく確実に取り付けなければならない。

10-3 補強、その他

マツダ純正アクセサリ及び DMA 認定部品への変更取り付けが許される。

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-2 ストラットバー、パフォーマンスバー等

チャレンジクラス車両は DMA 認定パーツのみ装着が許される。

オープンクラス車両はボルトオンで取り付けられるものに限り装着が許される。

10-3-3 断熱処理

排気系統の高温を遮断する目的の断熱材装着が許される。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。 但し下記に記載されたものを除く。

- (1)ロールバーの装着、またはタワーバー設置に伴う最小限の内装切除。
- (2)マツダスピードルームミラー(D09W 69 220)への変更が許される。

10-4-3 ステアリングホイール

改造は許されない。

オープンクラス車両は外径 350mm 以上で保安基準に適合したステアリングホイール及びボスの変更が許される。
ステアリングホイール変更に伴うステアリングボスの変更が許される。

レース時はエアバックの作動をキャンセルさせること。(レース後は復元させなければならない)

10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

10-4-5 座席

保安基準に適合したバケットシート及びシートレールへの変更が許される。

FIA公認シートを強く推奨する。

10-4-6 隔壁

改造は許されない。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

10-4-9 補助メーター(計測器)

電気式メーターを装着することが許される。但し、標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

データロガーは電氣的諸装置を調整出来る機能を有さないことを条件に装着が許される。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置・取付け方法であること。

なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

11. 一般消耗品

オイルフィルター・ワイパーブレード・バルブ等の消耗品は、同等品への交換が許される。

12. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈をもって最終とする。

ロードスターカップ NA/NB 車両規則 (Roadster Cup Race Technical Regulation)

マツダロードスター(車両型式:NA6CE、NA8C、NB6C、NB8C)とし、2017年JAF国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合した車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピードSA車両規定」に準拠しなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならない。レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。

年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<http://www.do-eng.com/mortorsports/regulation/>

1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA 指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1章第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式ベルトの使用が義務づけられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-3 ロールバー

スピード車両規定安全規定に準拠した6点式ロールバーを装着しなければならない。

(1)乗員の頭部等を保護するため頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆われていること。

(2)ロールケージの車体への取付け及び連結部は、ボルトオンでなければならない。

(3)斜行ストラット及びドアバーの装着を強く推奨する。

1-4 牽引フック

JAF国内競技車両規則に準拠したけん引フック又はフラップを前後に備えなければならない。

取り付けのための最小限の改造が許される。

1-5 エアーバッグ

競技中は機能を停止しなければならない。

1-6 消火器

1.5kg 以上の手動消火器の取付を強く推奨する。

1-7 ボンネットファスナー

追加取付けすることが許される。

2. 改造規定

下記の規定に記載されていない事項については、たとえ SA 規定・保安基準で改造が認められていても一切の変更及び改造は許されない。

同一型式に設定されているパーツへの変更が許される。

但し、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッション及び NB8C の前期車両と後期車両は同一型式として認められない。

ターボ仕様車の参加は認められない。(同一型式として扱わないものとする)

3. エンジン

3-1 エンジン

3-1-1 ECU:オーガナイザーが任意のチームに対して、別の ECU に交換を指示する場合がある。

同一車両型式の純正部品を使用する事が出来る。取り付けに伴う最小限の加工はワイヤーハーネス、コネクタのみに許される。

3-1-2 ピストン

当該自動車製造者が当該エンジンの補修用として設定している補修用オーバーサイズピストンは、1 サイズアップの 0.25 のみ使用が認められるが、2017 年 JAF 国内競技車両規則第 1 編レース車両規定第 3 章第 1.9) 条の気筒容積別クラスを超えないこと。

- 3-1-3 フライホイール(SA 規定準拠) :元のフライホイールを修正加工したり、また他のものに変更できる。
- 3-1-4 オイルポンプの変更は許されない。
- 3-1-5 サーモスタットの変更及び取外しが許される。
- 3-1-6 バッテリーを変更することが許される。ただし、搭載位置の変更は許されない。アース配線の追加変更は自由。
- 3-1-7 オルタネーター、セルモーターの変更は許されない。

3-2 点火系統 SA 規定に準拠し、ハイテンションコード及び点火プラグを変更することが許される。

3-3 吸気・排気系統

3-3-1 エアクリーナー(SA 規定準拠)

当初の機構を保持することを条件にエアクリーナーケース、エレメント、配管の変更が許される。取り外す事は許されない。クリーナーボックスを改造もしくは変更する場合、外部エア導入ダクトの開口部は1箇所のみとし、その面積は150cm²以下で無ければならない。

クリーナーケースは独自で成形され、ボディの一部をケースに流用することは許されない。

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

3-3-2 マフラー及び排気管

マフラー及び排気管(原動機の排気ポート以降の触媒構成部品を除く)を変更することができる。

①排気管は左向き又は右向きに開口していないこと。マフラー出口の数を変更してはならない。

②当該自動車に当初から備えられている触媒コンバータ、排気ガス再循環装置、O₂ センサー、二次空気導入装置等(各装置の配管・配線を含む)は取外したり、改造してはならない。

3-4 冷却系統

3-4-1 ラジエター

ラジエター及び導風板・ダクトを変更することができる。ただし、配管を含み車体から突出しのないこと。取付け位置は当初設置されていた位置から変更することは許されない。

3-4-2 ラジエターファン

スイッチ、配線を含み変更及び装着することができる。ただし、配管を含み車体から突出しのないこと。

3-4-3 配管

取付け具、リザーバータンク、パイプ及びホース等を含み変更することができる。

但し、配管を含み車体から突出しないこと。

3-4-4 エンジンオイルクーラー

変更及び装着することができる。

4. シャシー

4-1 全高

当該自動車製造者発行カタログ等の主要諸元一覧表の高さから±4 cmの範囲を超えないこと。

4-2 最低地上高

全高の範囲に拘らず9 cmとする。

4-3 全長及び全幅

変更しないこと。

4-4 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

NA6CE	:	930 kg
NB6C	:	974kg
NA8C	:	980 kg
NB8C	:	前期車両(車体番号 ~200000) 1020kg
	:	後期車両(車体番号 200000~) 1050kg

5-2-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

4-5 ラバーマウント及びブッシュ

ダンパーマウンティングブロックを除き材質変更は許されない。ゴム硬度の変更は許される。

5. 駆動装置

5-1 クラッチ

ディスク、カバー、スプリング、カラー、メインドライブシャフトフロントカバー、クラッチレリーズシリンダー、ベアリング及びフレキシブルパイプを変更することができる。

ただし、機械式クラッチを電磁クラッチに、電磁クラッチを機械式クラッチに変更しないこと。

5-2 トランスミッション

6-2-1 シフトノブの変更が許される。

5-3 デイファレンシャル

デイファレンシャルは数を変更しなければ、ボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ及びアウトプットシャフトの変更が許される。

6. 制動装置(SA 規定準拠)

パッドの材質、マスターシリンダー、ホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキカム、ブレーキドラム、ディスクブレーキのキャリアパー、ローター、配管(パイプ、ホース等)、取付け具等の補強装置を変更することができる。

また、マスターシリンダーストッパーを追加することができる。ただし、駐車ブレーキを含み、ドラムブレーキをディスクブレーキに、又はディスクブレーキをドラムブレーキに変更、及び作動機構、操作装置(ペダル、レバー等)の変更は行わないこと。バックプレートは変更及び取り外すことができる。

ペダルカバー及びヒールプレート(SA 規定準拠):装着することができる。

7. サスペンション

7-1 ショックアブソーバー

材質を含み自由。ただし、カーボン材は使用出来ない。作動原理及び車体への取付け位置は変更しないこと。

- ①形状、減衰力を変更することができる。
- ②車高調整機構(ネジ式、Cリング等)を伴うものに変更(使用)すること、並びにスプリングの受皿を変更することができる。調整ダイヤルによる減衰力の変更が許される。(遠隔操作を除く)
- ③ブッシュは材質及び形状の変更をすることができる。

7-2 スプリング

変更することができる。ただし下記に従うこと。

- ①数は変更しないこと。(ヘルパースプリングの使用が許される)
- ②ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。
- ③溶接、肉盛又は加熱加工を行わないこと。
- ④ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない)こと。
- ⑤切断等によりばねの一部又は全部を除去しないこと。
- ⑥ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。
- ⑦ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

7-3 スタビライザー

変更(ブッシュ・ブラケットを含む)及び装着することができるが、取り外すことは許されない。

コントロールリンクの変更は許されない。

取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。

8. タイヤ及びホイール

- ①タイヤは、185/60-14、195/50-15、205/45-16 の3種類とする。
一度に装着する4本のタイヤは全て同銘柄(左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン)を使用すること。
- ②ホイールは、JATMA YEAR BOOK(日本タイヤ協会規格)に記載された、使用タイヤサイズに適合したものとす。
- ③タイヤは公道走行の許される一般市販タイヤとし、競技専用タイヤは使用しないこと。

次のタイヤは使用が許されない。新発売タイヤは、その都度使用の可否が決定される。

横浜ゴム	ADVAN A038/A048/A049/A050
ダンロップファルケン	FALKEN RX-VII/RS-V04 FORMULA/FOMULA-R RSV98SPEC/D01J/D93J DIREZZA 02G/03G
ブリヂストン	POTENZA RE520S/RE540S/RE55S/RE11S
東洋ゴム	TRAMPIO FM9R PROXES R888
クムホタイヤ	ECSTA V710

※上記以外のメーカーのタイヤにおいても技術委員長の判断で禁止することがある。

- ④タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- ⑤タイヤ及びホイールは、ハブセンター位置でフェンダーからはみ出さないこと。
- ⑥タイヤの溝は常に1.6mm以上あること。レース終了後、いかなる場所のスリップサインが出ていないこと。

⑦タイヤは加工しないこと。

⑧ホイールはスチール製、又は JWL および/又は VIA マークのある軽合金製(アルミ合金製、マグネシウム合金製を含む)とする。

ホイールスペーサーの使用は許されない。ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。

9. 車体

各条項で認められているものを除き、当初の車体の外観形状の変更は許されない。ただし、エアロパーツ等の車体の外部部品取付けのための最小限の加工は許される。

車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保及び公害の防止上支障がない 2017 年 JAF 国内競技車両規則第 4 編付則に定める「アクセサリ等の自動車部品」の取付け、取り外し、変更は許される。

9-1 自動車登録番号標

前部の自動車登録番号標を移設することができる。

ただし、折り曲げたりしてはならず、車両前面外部の見やすい位置に、前方に向け確実に取り付けること。

9-2 空力装置

9-2-1 フロント・リアスポイラー、サイドスカート(サイドステップ)・リアスカート、及び第 4 編付則「アクセサリ等の自動車部品」に示された空気流を調整するための部品を新たに装着、交換することができる。

ただし、いずれの場合も下記事項に留意すること。

- ①最低地上高
- ②外縁は半径 5 mm 以上の R 形状を有していること。ただし、車体下面等の不可視部は含まれない。
- ③振動、衝撃等により緩みを生じないこと。(装置は適正な強度を有し、衝撃吸収機能を損なってはならない)
- ④2017 年 JAF 国内競技車両規則に定める「エア・スポイラーの構造基準」を満足すること。
- ⑤車体下面に装着するエアロパーツはフロントクロスメンバーより前方のみとする。
- ⑥リアバンパーを変更する場合、車体下面への折返し部は 30 mm 以内とする。
- ⑦カナード等の突起物の装着は一切許されない。ただし、一体型のエアロパーツは含まれない。
- ⑧リアウイングは取付けステー、翼端版を含み外縁は半径 5 mm 以上の R 形状を有していること。
ウイングの最大幅は当該型式車両の最大幅より 330 mm 以上短く、かつ車体の中心に取付けること。
- ⑨内部構造が剥き出しにならないこと。

9-2-2 ボンネット

加工することは許されない。

ただし、フードスクープ、内側のヒートインシュレータ(遮熱板)及び、インナーパッドの加工、装着、取り外しが許される。

9-2-3 フードスクープ

取付けることが許される。ただし、先端が尖っていたり、鋭い部分がないこと。

取り付けは、ボンネットにエンジンの吸気を目的とした 1 箇所のみとし、ボンネットからの突出量は取付けのための最小限のみ許される。

9-2-4 バンパー

10-2)空力装置に従い、装着、交換が許される。ただし、当初のバンパーを使用する場合は下記事項の為の最小限の加工を除き、一切の変更及び、改造は許されない。

- ①既存開口部への空気導入目的。
- ②牽引フック装着。
- ③排気管出口。
- ④エアロパーツ等の車体の外部部品取付け。

9-2-5 ミラー(SA 規定準拠)

変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。

- ・自動車の最外側から 250mm 以上、高さから 300mm 以上突出していないこと。
- ・最外側より突出している部分は、衝撃を緩和できる構造であること(可倒式は適合)。
- ・保安基準に準拠した後方視界を有し、ミラー最小面積 100 cm²以上を有すること。

9-2-6 車両型式識別表示

NA6CE・NB6C・NA8C・NB8C の各クラスの競技車両には、車両型式識別文字を車両後方に表示しなければならない。

- ①車両型式識別文字は、NA6・NB6・NA8・NB8 の各 3 文字とする。
- ②文字の書体は、角ゴシック体に準じたものとする。
- ③文字は白地に黒文字とし、3 文字の長さを 15cm 以上とする。

9-3 補強、その他

車体(排気系を含み)、並びにサイドシル・各メンバー等の空洞部を補強することができる。

ただし、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触しており、補強によって標準部品の取付けに影響があつてはならない。

純正のシャシー補強部材は同一型式に設定されている仕様に変更すること及び、取り外しが許される。
走行性能に影響がないことを条件に、パーツの補強改造が許される。

9-3-1 タワーバー(SA 規定準拠)

9-3-2 アップータワーバー:ショックアブソーバー取付け部へボルトオンでの取付け・変更が許される。

9-3-3 ウィンドウウォッシャータンク:ウィンドウウォッシャータンクおよびクーリングタンク等のタンクは、エンジンルーム内であれば移設することができる。またこれらのタンクは専ら当該目的のためにのみ使用するものとし、他の機能を目的としての使用、相互使用およびタンク(数を含み)は変更してはならない。

9-3-4 パワーステアリング用配管:パワーステアリング用配管は、SA 車両規定に準じ変更することができる。

9-4 車体内部

9-4-1 車室内の内装(SA 規定準拠)

運転席に乗りし車室内の見える範囲のすべての部品は削除することができない。ただし、下記に記載されたものを除く。

①フロアマット類及びアンダーコート

②ネジ等のカバー類

9-4-2 計測器(SA 規定準拠):変更及び追加することができる。

9-4-3 ステアリングホイール(SA 規定準拠):外径(最大径)350mm 以上のもので、下記の条件を満たしたものと交換することができる。

①スポーク部とボス部は堅固な取付けで、衝撃を受けた場合容易に脱落する恐れのないこと。

②計器盤の視認性を阻害しない形状をしていること。

③光の反射による運転の妨げとなるような部分がないこと。

④ステアリングホイールの変更により、かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えないこと。

⑤ドライバーの救出を容易にするため、ステアリングホイールにクイックリリース及び、チルトアップ機能を持たすことが許される。その場合、ボスとステアリングホイールの間にクイックリリース及び、チルトアップ装置の取付けが認められる。ただし、取付けの認められる装置は安全性の見地からASEA 基準認定品または登録品であるか、それと同等以上の強度が実証された試験結果を主催者に提出し、許可されたものに限られる。

9-4-4 座席 変更する場合は下記の規定を満たすこと。変更の有無に拘らず乗車定員分の座席を有すること。

(1)座席の幅×奥行きは 400 mm × 400 mm 以上確保すること。

(2)座席及び当該座席の取付け装置は衝突時等に乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えられること。

(3)追突などの衝撃を受けた場合に乗員の頭部が過度に後傾するのを抑止することができる装置(ヘッドレスト)を備えるか又は座席自体が同等の効果を有する構造でなければならない。

9-4-5 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

9-4-6 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

9-4-7 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

10. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、バルブ等の消耗品は同等品への交換が許される。

11. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈を以って最終とする。

デミオレース車両規則 (DEMIO Race Technical Regulation)

マツダデミオ(車両型式:DE5FS、DJ5FS、DJLFS)とし、2017年JAF国内競技車両規則第3編第6章「スピードB車両規定」に適合した車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF国内競技車両規則第3編第5章「スピード SA 車両規定」に準拠しなければならない。

なお、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなければならない。レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。

年度途中の規則改定・修正ブルテンは、DMA ホームページにより都度公示される。

<http://www.do-eng.com/mortorsports/regulation/>

定義

1) 指定部品

DMA より使用が義務づけられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

2) 認定部品

DMA より使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

認定部品の登録申請

一般購入できることを条件で申請された部品で、DMA が認定した部品を使用することができる。

申請は製造者より発行されたカタログ・仕様書など、詳細の分かるものを添付した書面を事務局まで提出すること。

DMA が認めた場合を除き、指定部品・認定部品に対する改造は認められない。

認定パーツは、DMA ホームページ(<http://www.do-eng.com/mortorsports/authorize/>)に公示される。

1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品(DMA 指定部品及び認定部品を含む)の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1章第4章第4条安全ベルトに準拠した4点式ベルトの使用が義務づけられ、5点式以上の安全ベルトの使用が推奨される。

DJ5FS 及び DJLFS は、5点式以上の安全ベルトの使用が義務づけられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

乗車定員分の純正シートベルトは取り外してはならない。

1-3 消火器

消火器の装着を推奨する。

1-4 ロールバー

DMA の指定するロールバーを装着しなければならない。

1-5 けん引用穴あきブラケット

車両の前後に DMA の認定するけん引用穴あきブラケット又はフラップを備えなければならない。

取り付けのための最小限の改造が許される。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のままで修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。

さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着部品(純正装着)及び車体を除き、カーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジン及び補機

純正部品の改造は、一切許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造は許されない。

4-1-2 フライホイール

変更が許される。

4-1-3 オイルポンプ

改造は許されない。

4-1-4 補機/バッテリー

変更が許される。但し、搭載位置の大幅な変更は許されない。

4-1-5 オルタネーター

改造は許されない。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造は許されない。

4-2-2 点火プラグの変更が許される。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリーナー

フィルターカートリッジに限り交換が許される。但し、取り外しは許されない。

4-3-2 マフラー及び排気管

保安基準に適合した部品への変更が許される。

なお、保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。(製造メーカー発行の適合証明書及びコーションプレート確認により基準適合と判断される)

4-3-2 排出ガス

当該車両の基準値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-4-1 ラジエター

DMA の認定したラジエターキャップに限り交換が許される。

4-4-2 ラジエターファン

改造は許されない。

4-4-3 配管

改造は許されない。

4-4-4 オイルクーラー

DMA の認定したオイルクーラーに限り装着することが許される。なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

4-4-5 サーモスタット

変更及び取り外しは認められる。但し、取付け部の加工は認められない。

4-5 エンジンコントロールユニット

DMA の認定するエンジンコントロールユニットを装着することができる。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm 以上を確保すること。

5-2 最低重量

5-2-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量(燃料、潤滑油、冷却水を含む)は、以下の通りとする。

DE5FS : 990 kg

DJLFS : 1020 kg

DJ5FS : 1080 kg

5-2-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-2-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-3 ラバーマウント及びブッシュ

改造は許されない。

6. 駆動装置

6-1 クラッチ

クラッチディスク及びクラッチカバーは、数及び直径を除き変更することができる。
但し、カーボン製(カーボン含有率がすべてを占めるもの)の使用は認められない。

6-2 トランスミッション

6-2-1 変速レバー及びシフトノブ

シフトノブのみ変更が許される。

6-2-2 オートマチックトランスミッション車

DMA の認定したオイルクーラーに限り装着することが許される。なお、配管の経路を確保するための車体の修正加工は許されるが、フレーム等の主要構造体に手を加えてはならない。

6-3 ディファレンシャル

ディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフ(ビスカスカップリングを含む)を取付けることができる。

但し、元のケースを使用すること。また、これに関連するドライブシャフトは、同一車両型式内に使用されているものであれば変更することができる。

6-4 最終減速比

改造は許されない。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

DMA の認定したブレーキパッド及びブレーキシューに限り交換が許される。

7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

7-3 ブレーキローター

DMA の認定したブレーキローターに変更することができる。

7-4 バックプレート

取り外すことが許される。

7-5 その他

改造は許されない。また、ABS 及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

DE5FS(15C)車両は、同型式 SPORT のブレーキパーツに変更することが出来る。

8. サスペンション

8-1 スプリング、ショックアブソーバー、スタビライザー

変更が許される。

8-2 アーム

改造は許されない。

9. タイヤ及びホイール

DMA の指定するタイヤ及びホイールサイズを使用し、同時に装着するタイヤ・ホイールは同一でなければならない。

9-1 タイヤ

銘柄 DIREZZA Z II ☆、DIREZZA Z III

サイズ DE5FS : 195/50R15

DJ5FS、DJLFS : 205/50R16

(1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。

(2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。

(3)タイヤの溝は常に 1,6mm 以上あること。

(4)タイヤは加工しないこと。

(5)タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

9-2 ホイール

サイズ DE5FS : 6.0~7.0J-15、offset +45~+55

DJ5FS、DJLFS : 6.0~7.0J-16、offset +40~+50

(1)ホイールオフセット変更によるフェンダーからはみ出しはタイヤを含み一切認められない。

(2)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出しないこと。

(3)ホイールスペーサーの使用は許されない。

(4)ホイール間隔保持のための部材溶接及びアクスルハブ間隔保持のための部材を溶接することは許されない。

(5)走行中はずれる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

DMA の認定したブラケットを使用し、移設することが許される。

10-2 空力装置

車体の全長及び全幅は、保安基準で規定される一定範囲を超える事は許されない。

10-2-1 フロントスポイラー

DMA の認定したフロントスポイラーへの交換が許される。(フロントバンパー一体型を含む)

10-2-2 リアスポイラー

DMA の認定したリアスポイラーへの交換が許される。

10-2-3 サイドスカート

DMA の認定したサイドスカートへの交換が許される。

10-2-4 バンパー

改造は許されない。但し、フロントバンパー開口部にエアコンコア及びラジエーターコアの破損防止の為、防護ネットを取付けることができる。なお、防護ネットの取付けは車体側の形状に影響することなく簡易な取付けは許されない。

10-3 補強、その他

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-2 アッパータワーバー、ロアタワーバー

ボルトオンで取付けられるものに限り装着が許される。

10-3-3 断熱処理

排気系統の高温を遮断する目的の断熱材装着が許される。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。但し、下記に記載されたものを除く。

(1)ロールバーの装着、またはタワーバー設置に伴う最小限の内装切除。

(2)着脱式のリアシェルフは取り外しても良い。

10-4-3 ステアリングホイール

外径 350mm 以上で保安基準に適合したステアリングホイール及びボスの変更が許される。

ステアリングホイール変更に伴うステアリングボスの変更が許される。

エアバックは、レース中の作動をキャンセルさせること。

10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

10-4-5 座席

保安基準に適合したバケットシート及びシートレールへの変更が許される。FIA公認シートを強く推奨する。

10-4-6 隔壁

改造は許されない。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品(照明、ラジオなど)といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

10-4-9 補助メーター(計測器)

電気式メーターに限り装着することが許される。標準装備のメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

11. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、バルブ等の消耗品は同等品への交換が許される。

12. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈を以って最終とする。

ロードスターN1レース車両規則 (Roadster N1 Race Technical Regulation)

2017年富士チャンピオンレース特別規則書に準じて開催される。

参加車両は下記の車両規定に従ったものとし、本規定に定められていない項目については、2017年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定、第3章(一般規定)、第4章(安全規定)、第5章(量産ツーリングカーN1)に従っていなければならない。

第1条 参加車両と定義

1.1) 参加車両

マツダ・ロードスター(車両型式:ND5RC、NCEC、NB8C、NA8C、NB6C、NA6CE)

1.2) 定義

純正部品: 同一車両用部品として通常の販売方法により販売されている部品。(メーカーオプションを含む)

指定部品: 主催者より使用が認められた部品。指定部品以外の使用は、純正部品を含み認められない。

認定部品: 主催者より使用が認められた部品。認定部品以外に純正品の使用も認められる。

※主催者が認めた(車両規定及びブルテンに記載されている)場合を除き、指定部品・認定部品に対する一切の加工(修正加工を含む)・調整・改造は認められない。

第2条 許可される変更及び、部品の交換

本章によって許されていないすべての変更および調整仕上げは厳禁される。車両に対して行なうことのできる作業は、通常の整備に必要な作業または使用による磨耗、事故によって損傷した部品の交換に必要な作業のみである。許可されている変更および付加物の制限については後記で規定される。

これら以外に、使用による磨耗、事故によって損傷した部品は、いずれも、損傷した部品と全く同一の日本国内で販売されている部品によってのみ交換が許される。

生産終了となった純正部品は、メーカー指定の互換性を有する部品に変更することが許される。

第3条 エンジン

富士チャンピオンレース特別規則書 付則①ワンメイクレース参加車両規則に準拠する。

3.1) ECU

純正部品以外の使用は禁止される。

ND5RC 及び NCEC は、パワーコントロールユニット(PCM)のプログラム書き換えが許される。

第4条 シャシー

富士チャンピオンレース特別規則書 付則①ワンメイクレース参加車両規則に準拠する。

4.1) タイヤ

銘柄 DUNLOP DIREZZA Z II ☆、DIRAZZA Z III とする。

タイヤサイズ NA6CE、NB6C : 185/60R14

NA8C、NB8C : 195/50R15

NCEC : 205/50R16

ND5RC : 205/50R16

4輪とも同一銘柄(コンパウンド含む)を使用しなければならない。

タイヤサイズ及び銘柄は、年度途中であっても変更する場合がある。

4.2) ホイール

JATMA YEAR BOOK に許容された範囲におけるリム幅が許される。

銘柄及びオフセットは自由。

第5条 車体、その他

富士チャンピオンレース特別規則書 付則①ワンメイクレース参加車両規則に準拠する。

5.1) ロールケージ

JAF 国内競技車両規則第1編 第4章 第6条に準拠したロールケージの取り付けが義務付けられる。

5.2) シートベルト

5点式以上のシートベルト装着が義務づけられる。

頭部及び頸部の保護装置(HANS)の装着が義務付けられる。

5.3) 最低重量

NA6CE、NB6C : 850kg

NA8C、NB8C(前期) : 900kg

NCEC、NB8C(後期) : 940kg

ND5RC : 800kg

なお、最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

車両最低重量は、指定バラスト搭載により調整することが許される。

5.4) 幌

ロードスター全車は、予選・決勝を通じて幌オープン状態での出走が義務づけられる。

ソフトトップにロック機構の無い車両は、ソフトトップを取り外さなければならない。

5.5) 窓ガラス

NA6CEはサイドガラスをアクリル製に変更することが許される。

5.6) その他

使用可能な部品は、同一型式のメーカー純正部品に限られる。

純正で共通部品とされた以外の型式の部品を使用することは許されない。

以上

2017年03月1日制定

DO Motorsport Association(DMA)事務局

〒410-1325 静岡県駿東郡小山町一色 1343-2 有限会社ドゥーエンジニアリング内

TEL:0550-78-3200 FAX:0550-78-3201

DMA 公式 Web サイト

<http://www.do-eng.com/mortorsports/>